

## 大阪教育大学と大阪市教育委員会との連携検討会議設置要項

### (趣旨)

- 「大阪教育大学と大阪市教育委員会との連携協力に関する協定書」（平成14年12月20日締結）に基づき、学校現場における教育上の諸課題に対応する取組推進を図るため、大阪教育大学と大阪市教育委員会との連携検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

- 検討会議での協議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) みらい教育共創館の活用に関すること。
- (2) 教員研修の高度化(OZONE-EDUの活用に関するることを含む)に関すること。
- (3) 連携協力事業の実施計画に関すること。
- (4) その他双方が必要と認める事項

### (組織)

- 検討会議は、別表の者をもって組織する。

### (座長及び副座長)

- 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 座長は、大阪教育大学副学長をもって充てる。

- 副座長は、大阪市教育委員会からの委員のうち、大阪市総合教育センター所長をもって充てる。

- 座長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

- 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代行する。

### (議事)

- 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

### (専門部会)

- 検討会議に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (事務局)

- 検討会議の事務を処理するため、大阪教育大学学術部学術連携課及び大阪市総合教育センターに事務局を置く。

## 附 則

この要項は、令和6年3月18日から施行する。

## 附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表

大阪教育大学 副学長 学長が必要と認める者	
大阪市教育委員会 総合教育センター所長 教育長が必要と認める者	